

## 保険法の見直しに関する要綱案（第1次案・上）

- （前注）1 第16回会議から第20回会議までにおいて取り上げた項目については，その審議の結果を踏まえた記載をしている。また，第16回会議から第20回会議までにおいて取り上げなかった項目についても，中間試案の内容に変更を加えているところがあり，適宜その旨やその理由を注記するなどしている。さらに，中間試案にあった（注）を削除しているところがあるが，特に断らない限り，従前の考え方を変更するものではない。
- 2 今回の案は，実質的な規律の内容を記載したものであり，必ずしも法文そのものを意識した記載とはしていない。
- 3 片面的強行規定の対象となる保険契約（[保険法部会資料19](#)の第11参照）については，「保険法の見直しに関する要綱案（第1次案・下）」において取り上げる予定である。

### 第1 損害保険契約に関する事項

#### 1 損害保険契約の成立

##### (1) 損害保険契約の意義

損害保険契約は，当事者の一方が一定の偶然の事故によって相手方又は第三者に生ずることのある損害をてん補することを約し，相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって，その効力を生ずるものとする。

[現行商法の参考条文 第629条](#)

##### (2) 損害保険契約の目的（いわゆる被保険利益）

損害保険契約は，金銭に見積もることができる利益に限り，その目的とすることができるものとする。

（注）強行規定（これに反する約定が無効とされる規定をいう。）とする。

[現行商法の参考条文 第630条](#)

##### (3) 危険に関する告知（告知義務）

###### ア 契約の解除の要件

保険者が保険契約の締結に際し，保険契約者又は被保険者に対して危険に関する重要な事項につき事実の告知を求めた場合において，保険契約

者又は被保険者が故意又は重大な過失によって当該事項について事実の告知をしなかったときは、保険者は、保険契約の解除をすることができるものとする。

(注1) 契約が更新された場合における規律の在り方については、個々の規律の解釈や契約上の定めによだねるものとする。

(注2) 片面的強行規定(損害保険契約においては、基本的にこれに反する約定で保険契約者又は被保険者に不利なものが無効とされる規定をいうが、その意味については個々の規律ごとに検討する必要がある。)とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 第644条第1項本文

#### イ 保険者が契約の解除をすることができない場合

保険者は、アにかかわらず、次に掲げる場合には、保険契約の解除をすることができないものとする。

(ア) 保険契約の締結の時に、保険者が保険契約者又は被保険者において告知をしなかった事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったとき。

(イ) 保険者のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下同じ。)が、保険契約者又は被保険者において事実の告知をすることを妨げたとき。

(ウ) 保険者のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者が、保険契約者又は被保険者に対して、事実の告知をしないこと又は不実の告知をすることを勧めたとき。

の(イ)又は(ウ)の行為がなかったとしても保険契約者又は被保険者が事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、保険者は、契約の解除をすることができるものとする。

(注1) (ウ)に関し、第19回会議における指摘を踏まえ、「告知すべき事実を知りながら、」を削除している(保険法部会資料20の第13の2の参照)。

(注2) 片面的強行規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 第644条第1項ただし書

#### ウ 解除権の除斥期間

アによる解除権は、保険者が解除の原因を知った時から1か月間行使しないときは、消滅するものとする。保険契約の成立の時から5年を経過し

たときも、同様とするものとする。

(注) 強行規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 第644条第2項

## エ アによる解除の効果

保険者は、アにより保険契約の解除をした場合には、保険契約者又は被保険者が告知をしなかった事実に基づかずに保険事故が発生した場合を除き、保険事故によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。

(注1) 第17回会議において、保険契約者等を保護するための規律が他にあり(いわゆる因果関係不存在の場合の特則が規定されていること、保険契約者等に軽過失があるにすぎない場合や保険者に過失がある場合に契約の解除をすることができないこと等)、諸外国の立法例と比べても保険契約者等の保護に欠けることにはならないこと、アの「重大な過失」は故意に近似するものであること等の指摘がされたこと等を踏まえ、中間試案のA案を採用することとしている。

(注2) 片面的強行規定とすることで、どうか(第17回会議において、免許証の色等について議論された(保険法部会資料17)の第4の2(2)参照)が、一定の場合には契約において保険者の免責以外の効果を定めつつ、告知のインセンティブを維持する方法も考えられるとの指摘や、告知されなかった事実と発生した保険事故との間に因果関係があるといえる事案もあるとの指摘がされたこと等を踏まえ、片面的強行規定とすることを提案している。 )。

現行商法の参考条文 第645条

## (4) 第三者のためにする損害保険契約

被保険者が第三者であるときは、その第三者は、当然に保険契約の利益を享受するものとする。

(注1) 現行商法第648条前段の規定(保険契約者が被保険者から委任を受けないで損害保険契約を締結した場合の規律)は、削除するものとする。

(注2) 強行規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 第647条、第648条

## (5) 遡及保険

保険者が保険契約の成立前に発生した保険事故による損害をてん補する旨の定めは、保険契約者が保険契約の申込み又はその承諾をした時において、当該保険契約者又は被保険者が既に保険事故が発生していることを

知っていたときは、無効とするものとする。

保険契約の申込みの時より前に発生した保険事故による損害をてん補する旨の定めは、保険者が当該保険契約の申込みをした時において、保険事故が発生していないことを知っていたときは、無効とするものとする。

(注) 片面的強行規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 第642条

#### (6) 損害保険契約の無効・取消しによる保険料の返還

保険者は、次に掲げる場合には、保険料の返還をする義務を負わないものとする。

(ア) 保険契約者又は被保険者の詐欺又は強迫によって保険契約に係る意思表示が取り消された場合

(イ) 保険契約が(5)の により無効とされる場合。ただし、保険者が保険事故の発生を知って当該保険契約の申込み又は承諾をしたときは、この限りでない。

(注) 片面的強行規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 第643条

#### (7) 保険証券

保険者は、保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならないものとする。

(ア) 保険の目的物があるときは、これを特定するために必要な事項

(イ) 保険事故

(ウ) 保険価額を定めたときは、その価額(3(4)イ参照)

(エ) 保険金額

(オ) 保険料及びその支払の方法

(カ) 保険期間

(キ) 保険契約者の氏名又は名称

(ク) 被保険者の氏名又は名称

(ケ) 保険契約の締結の年月日

(コ) 作成の年月日

の書面には、保険者がこれに署名し、又は記名押印しなければならないものとする。

(注1) (ア)で「保険の目的物があるときは」としているのは、いわゆる消極保険(責任保険等)があることを考慮したものである。また、「これを特定するために必

要な事項」としているのは、複数の物の集合体を保険の目的物とする契約や、倉庫の火災保険のように、一定の範囲内で保険の目的物に変動がある契約があることを考慮したものである。なお、この文言を用いるのであれば、火災保険契約についての記載事項の特則（現行商法第668条）は不要になると考えられる。

（注2） 現行商法第649条第2項第9号の「保険証券ノ作成地」は、法定の記載事項として掲げないものとするので、どうか。

（注3） 任意規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 第649条

## 2 損害保険契約の変動

### (1) 危険の増加

保険者は、保険契約の締結に際して保険者から告知を求められた危険に関する重要な事項（当該事項についての危険が増加したときはその旨の通知をすべきことを保険者が求めたものに限る。）について、保険契約の締結後に危険の増加があった場合であって、次のいずれかに該当するときは、保険契約の解除をすることができる。

(ア) 増加後の危険が当該保険契約において保険者が負担することができる危険の範囲内にないとき。

(イ) 増加後の危険が当該保険契約において保険者が負担することができる危険の範囲内にある場合であって、保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく当該通知をしなかったとき。

保険者は、により保険契約の解除をした場合には、危険の増加のあった事項に係る事実に基づかずに保険事故が発生した場合を除き、危険の増加後に発生した保険事故によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。

の(イ)による解除権は、保険者が解除の原因を知った時から1か月間行使しないときは、消滅するものとする。危険の増加があった時から5年を経過したときも、同様とするものとする。

（注1） 法律上は契約の解除をすることができる場合だけを規定することを提案している。すなわち、引受範囲内の危険の増加の場合に、遅滞なく通知がされたときや、遅滞なく通知がされなかったものの保険契約者及び被保険者に故意又は重過失がなかったときにおける、保険者の、危険の増加時からの保険料増額請求権については、保険者の側で約款上その旨の規定を置けば済むことで、実際にも約款上そのような規定が置かれることが通例であることからすれば、あえて法律で増額請求権についての規定を置くまでの必要性はないものとして整理をしている（当然のことながら、増加した危険に見合う保険料の徴収には合理性があるか

ら、約款で必要な保険料の増額請求権を規定することは、片面的強行規定性に反しない)。これに対して、解除については、保険契約者等の保護の観点から、解除が認められる要件を法律で一定の場合に限る必要があることから、本文のように危険の増加の程度によって分類をしたうえで、法律でその旨の規定を置くべきこととなる。

(注2) 現行商法第650条の規定(保険の目的物が譲渡された場合の規律)並びに法第656条及び第657条の規定のうち危険の変更による契約の失効等の規律は、削除するものとする。

(注3) 及び は片面的強行規定とし、 は強行規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 第656条, 第657条

## (2) 危険の減少

保険契約の締結後に危険が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険料について、減少後の当該危険に対応する保険料に至るまでの減額を請求することができるものとする。

(注1) 中間試案では、告知事項のうち保険者が通知を求めたものについて危険の減少があった場合に限って減額請求を認めることを前提としていたが、保険契約者側が減額請求をすることができる事由を保険者が自由に決められることとなるのは保険契約者側の減額請求権の保護の観点で適切でないと思われる。そこで、危険の減少が起こった事由について制限を設けないこととし、一方で、すべての事由を対象とすることによって、保険料の変更をもたらさないような微細な減少についても減額請求を認める必要はないことから、著しい減少(保険料の変更をもたらすような減少)の場合に減額請求を認めることとして、バランスを取っている。

(注2) 片面的強行規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 第646条

## (3) 超過保険・保険価額の減少

損害保険契約の締結の時ににおいて保険金額が保険価額を超えていたことにつき保険契約者及び被保険者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、保険契約者は、その超過部分について、当該損害保険契約に係る意思表示を取り消すことができる。ただし、損害保険契約の当事者が保険価額を定めたときは、この限りでない。

損害保険契約の締結後に保険価額が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険金額については減少後の保険価額に至るまでの減額を、保険料についてはその減額後の保険金額に対応す

る保険料に至るまでの減額をそれぞれ請求することができるものとする。

(注1) は、損害保険契約の締結時に保険金額が保険価額を超えていた場合であっても、その超過部分の損害保険契約を一律に無効とはしないことを前提としつつ、保険契約者及び被保険者がそのことにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、保険契約者はその超過部分の損害保険契約を取り消すことができるものとしている。これは、部会において、損害保険契約の締結時に保険金額が保険価額を超えていた場合には保険契約者が保険者に対して既払の保険料の返還請求をする余地を認めるべきであるとの意見があった一方で、保険契約者がいわゆる機会主義的な行動をとることに対する懸念が示されたことや、現行商法の規律(同法第631条、第643条参照)との整合性等を考慮したものである(なお、の規律を設けることにより保険契約者が錯誤無効(民法第95条)の主張をすることが妨げられるものではないと考えられる。 )。

また、中間試案では、損害保険契約の締結時であるか締結後であるかを問わず、保険金額が保険価額を超えている場合に保険契約者が保険者に対して将来に向かって保険金額及び保険料の減額を請求することができるものとしていたが、において損害保険契約の締結時についての規律を設けていることから、は損害保険契約の締結後に保険価額が著しく減少した場合についての規律として整理することとしている(商法第637条参照)。

(注2) 片面的強行規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 第631条、第637条

### 3 保険事故の発生による保険給付

#### (1) 保険者の損害てん補責任

保険事故が保険期間中に発生したことによって損害が生じたときは、保険者は、保険金額の限度において、金銭の支払その他の給付によりその損害をてん補する責任を負うものとする。

(注) この内容は、「保険期間」や「保険金額」の意義の中で規定することになると考えられる。

現行商法の参考条文 なし

#### (2) 損害発生の通知

保険契約者又は被保険者は、保険事故の発生によって損害が生じたことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その通知を発しなければならないものとする。

(注) 任意規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 第658条

### (3) 損害発生及び拡大の防止

保険契約者及び被保険者は、保険事故が発生したことを知ったときは、これによる損害の発生及び拡大の防止に努めなければならないものとする。この場合において、損害の発生又は拡大の防止のために必要又は有益であった費用は、当該費用の額と保険者がてん補すべき損害の額との合計額が保険金額を超えるときであっても、保険者の負担とするものとする。

(注1) 一部保険の場合の損害防止費用の負担については、(5)と同様の規律とするものとする。

(注2) 任意規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 第660条

### (4) てん補すべき損害額

#### ア 損害額の算定

保険者がてん補すべき損害の額は、その損害が生じた地におけるその時の価額によって定めるものとする。

損害の額の計算に必要な費用は、保険者の負担とするものとする。

(注) 任意規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 第638条

#### イ 評価済保険

アのにかかわらず、損害保険契約の当事者が保険価額を定めたときは、保険者がてん補すべき損害の額は、当該保険価額によって定めるものとする。ただし、保険者は、当該保険価額がアのの価額を著しく超えることを証明したときは、保険契約者に対し、てん補すべき損害の額の減少を請求することができるものとする。

(注1) 損害保険契約の当事者が定めた保険価額がその後に著しく減少した場合には、保険契約者は保険者に対して将来に向かって当該保険価額の減額(減少後の保険価額に至るまで)を請求することができるものとする(2(3)の参照)ことで、どうか(なお、中間試案におけるの規律は設けないものとする。)

(注2) 任意規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 第639条

### (5) 一部保険

保険事故による損害が生じた時点において保険金額が保険価額に満たない場合には、保険者は、保険金額の保険価額に対する割合により損害をてん補する責任を負うものとする。

(注) 任意規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 第636条

#### (6) 重複保険

二以上の保険者が同一の保険の目的物に発生した保険事故によって同一の被保険者に生じた損害をてん補する責任を負う場合には、各損害保険契約における保険金額の合計額が保険価額を超えるときであっても、各保険者がてん補すべき損害の額は、各損害保険契約に基づき当該保険者がてん補すべき損害の額（以下「独立責任額」という。）とするものとする。

の場合において、保険者が自己の負担部分（各自の独立責任額の割合に応じて損害額（各損害保険契約においててん補すべき損害の額が異なるときは、そのうち最も高い額）を按分した金額をいう。）を超えて損害のてん補をしたときは、当該保険者は、他の保険者に対し、各自の負担部分について求償することができるものとする。

(注1) の括弧内の「各損害保険契約においててん補すべき損害の額が異なるとき」とは、例えば、保険者Aの契約では新価保険の約定がされているが、保険者Bの契約では実損てん補の約定がされている場合を念頭に置いている。

(注2) 保険金請求時の他の保険契約の通知に関する規律や 以外の求償に関する特別の規律は設けないものとする。

保険金請求時の他の保険契約の通知に関する規律を設けなかったのは、他の保険契約の告知は1(3)の規律にゆだねることとしたことや、他の保険契約が存在するかどうかの確認は、(7)の 及び の「てん補すべき損害」の確認に当たると考えられること等を踏まえたものである。

また、求償に関する規律を設けなかったのは、例えば、他の保険者から求償の請求がされたとしても、求償を受けた保険者の契約では免責事由があるときは求償に応じる必要がないし、 の規律自体が契約ごとに算定された損害の額を前提としていることを踏まえたものである。

(注3) 任意規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 第632条から第635条まで

#### (7) 保険金の支払時期

保険金の支払について期限を定めた場合において、保険事故、てん補すべき損害、保険者が免責される事由その他の保険金の支払をするために確認を

することが必要な事項に関する損害保険契約の定めを照らして、当該期限が当該事項の確認をするための相当の期間を経過する日後の日であるときは、当該期限の定めのうち当該期間を経過する日後に係る部分は、無効とするものとする。

保険金の支払について期限を定めなかったときは、保険者は、保険金の支払の請求があった後、当該請求に係る保険事故並びにてん補すべき損害及びその額の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わないものとする。

保険者が又はの確認をするために必要な調査を行うに当たり、保険契約者又は被保険者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかった場合には、保険者は、これにより保険金の支払を遅延した期間について、遅滞の責任を負わないものとする。

(注1) の期限の定めがある場合に相当の期間を超過する部分を無効としているのは、(ア)この定めは、契約で定めた期限を短縮する方向にのみ働くものであることを明確にすること、(イ)遅滞の責任を負うということは、既に履行期は到来していることが前提であることからすれば、端的にそのことを明らかにした方がよいことに基づくものである。

(注2) は任意規定とし、及びは片面的強行規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 なし(民法第412条参照)

#### (8) 保険金請求権等の消滅時効

保険金請求権及び保険料返還請求権は、〔2年間〕〔3年間〕行使しないときは、時効によって消滅するものとする。

保険料請求権は、1年間行使しないときは、時効によって消滅するものとする。

(注) 強行規定とすることで、どうか(上記期間を延長又は短縮する約定の効力については、民法等の解釈にゆだねるものとする。 )。

現行商法の参考条文 第663条

#### (9) 保険者の免責

保険者は、次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。

- (ア) 保険契約者の故意又は重大な過失
- (イ) 被保険者の故意又は重大な過失
- (ウ) 戦争、内乱その他これらに準ずる変乱

(注1) 現行商法第641条の「保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗」は、法定の免責事由として掲げないものとする。

(注2) 「地震、噴火その他これらに準ずる天災」については法定の免責事由として掲げないものとする。

(注3) 任意規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 第640条, 第641条

#### (10) 損害発生後の保険の目的物の滅失

保険の目的物について保険事故による損害が生じた場合には、その後に保険事故以外の原因によって当該目的物が滅失したときであっても、保険者は、その損害をてん補する責任を免れないものとする。

(注) 強行規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 第659条

#### (11) 残存物代位（全損が生じた場合の保険の目的物の代位）

保険の目的物の全部が滅失した場合において、保険者が被保険者に対しててん補すべき損害をてん補したときは、保険者は、てん補した損害の額の保険価額に対する割合に応じて、当該目的物について被保険者が有する権利を当然に取得するものとする。

(注1) 中間試案では、代位の要件を「保険者が被保険者に対しててん補すべき損害の全部をてん補したとき」とするとともに、一部保険の場合にはてん補すべき損害の額の保険価額に対する割合に応じて代位が生ずるものとしていたが、一部保険について全部弁済が行われた場合と、全部保険について一部弁済が行われた場合とで、代位の必要性が生じることに変わりはないこと、今回重複保険で独立責任額負担主義を採用する関係で、例えば2つの全部保険の損害保険契約が締結されていた場合において、各保険者が損害額の2分の1ずつを按分して支払ったときは、「保険者が被保険者に対しててん補すべき損害の全部をてん補したとき」に該当しないことになるが、このような事例で残存物代位が起こらないという結論になるのは相当でないこと等の理由から、本文のような整理をしたものである。

(注2) 片面的強行規定とすることで、どうか（残存物を代位取得しない旨の約定は保険契約者等に不利な約定には当たらないと考えられる。）

現行商法の参考条文 第661条

#### (12) 請求権代位（被保険者の第三者に対する権利の代位）

保険事故による損害が生じたことにより被保険者が第三者に対して権

利を取得した場合において、保険者がその損害をてん補したときは、保険者は、そのてん補した損害の額の限度において、その損害に係る権利を当然に取得するものとする。

にかかわらず、保険者がてん補すべき損害の額が被保険者の損害額に満たない場合において、被保険者の有する権利の額が被保険者の損害額を下回るときは、保険者は、被保険者の有する権利の額から被保険者がてん補を受けていない損害の額を控除した額（保険者がてん補した損害の額がこれに満たないときは、その額）の限度において、 に定める権利を当然に取得するものとする。

保険者が 又は により被保険者の有する権利の一部を取得した場合には、被保険者の権利を害しない範囲内においてのみその権利を行使することができるものとする。

（注1） 現行商法第662条の規定のうち保険契約者の第三者に対する権利についても代位の対象とする規律は、削除するものとする。

（注2） 片面的強行規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 第662条

#### 4 損害保険契約の終了

##### (1) 保険契約者による任意解除

保険契約者は、いつでも保険契約の解除をすることができるものとする。

（注） 任意規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 第653条

##### (2) 重大事由による解除（特別解約権）

保険者は、次に掲げる場合には、保険契約の解除をすることができるものとする。

(ア) 保険契約者又は被保険者が保険金を取得し、又は第三者に保険金を取得させる目的で故意に損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合

(イ) 被保険者が当該保険者に対する当該契約に基づく保険金の請求について詐欺を行った場合

(ウ) その他の当該保険者との信頼関係を損ない、当該契約を存続し難い重大な事由がある場合

保険者は、 により保険契約の解除をした場合には、 に掲げる事由があった後に発生した保険事故によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。

(注1) による解除権の行使可能期間を定めることはせず、民法第547条の規律や解除権の消滅に関する一般法理にゆだねるものとする。

(注2) 他の保険契約を含む保険金額の合計額が著しく多額であり、かつ、これによって保険制度の目的に反する事態がもたらされるおそれがある場合を解除事由の例示として掲げないものとする(ウ参照)。

(注3) 片面的強行規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 なし

### (3) 保険者の破産

保険者について破産手続開始の決定があったときは、保険契約者は、保険契約の解除をすることができるものとする。

による解除がされなかった保険契約は、破産手続開始の決定があった日から3か月を経過したときは、その効力を失うものとする。

(注1) 現行商法第652条の規定(第三者のためにする保険契約における保険契約者の破産の規律)は、削除するものとする。

(注2) 強行規定とする。

現行商法の参考条文 第651条, 第652条

### (4) 解除の効力

保険契約の解除をした場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずるものとする。

(注1) 現行商法第654条の規定(保険者の責任開始前に保険契約者等の行為によらないで保険の目的物に危険が生じないこととなった場合の規律)及び第655条の規定(保険者の責任開始前に保険契約の任意解除がされた場合等の規律)は、削除するものとする。

(注2) 片面的強行規定とすることで、どうか(一定期間保険料の支払を猶予した場合において、その期間内に保険料が支払われなかったときに、当初の支払期日にさかのぼって契約の解除をすることとする取扱い等は、片面的強行規定に反しないと考えられる。)

現行商法の参考条文 第645条第1項, 第651条第1項ただし書, 第653条,

第657条第1項ただし書

## 5 火災保険契約に固有の事項

火災保険契約(火災によって保険の目的物について生じた損害をてん補する損害保険契約をいう。)の保険者は、消防又は避難のために必要な処分によって保険の目的物について損害が生じた場合には、当該目的物に火災が発生して

いないときであっても、その損害をてん補する責任を負うものとする。

(注1) 現行商法第665条の規定(火災による損害のてん補の規律)は、削除するものとする。

(注2) 任意規定とすることで、どうか。

現行商法の参考条文 第666条

## 6 責任保険契約に固有の事項

### (1) 保険金からの優先的な被害の回復(責任保険契約についての先取特権)

責任保険契約(被保険者が損害賠償の責任を負うことによって生じた損害をてん補する損害保険契約をいう。)の被保険者に対して当該責任保険契約の保険事故に係る損害賠償請求権を有する者は、保険金の支払を請求する権利について先取特権を有するものとする。

被保険者は、の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該損害賠償請求権を有する者の承諾があった金額の限度においてのみ、保険者に対して同項の保険金の支払を請求することができるものとする。

責任保険契約に基づき保険金の支払を請求する権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでないものとする。

(ア) の損害賠償請求権を有する者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合

(イ) により被保険者が保険金の支払を請求することができる場合

(注) 強行規定とする。

現行商法の参考条文 第667条

### (2) 保険者の免責

保険者は、次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。

(ア) 保険契約者の故意

(イ) 被保険者の故意

(ウ) 戦争、内乱その他これらに準ずる変乱

(注) 3(9)の(注2)及び(注3)参照。

現行商法の参考条文 第640条、641条

(損害保険契約に関する事項関係後注)

運送保険契約に関する現行商法第669条から第672条までの規定は削除するものと

する。